

## 第4章 騒音・振動

### 第1節 自動車騒音・道路交通振動

本市では自動車騒音・道路交通振動の実態を把握するため、以下の測定を行っている。

#### 1. 短期測定（点的及び面的評価）

市内の主要幹線道路である10の道路12地点（国道4、県道4、市道4）を対象に、連続7日間のうち昼夜3日間の連続測定を実施している。点的評価に加え、平成24年度からは騒音規制法第18条に基づく面的評価を開始している。

#### 2. 常時監視測定

市内の南北を通過する新大宮バイパス線の上部には首都高速道路が併設されており、東西を通過する国道298号線の上部には東京外環自動車道が併設されている。この二つの高速道路の交差点（美女木ジャンクション）の南西に位置する西部福祉センター内に騒音計を設置し、年間を通して測定を実施している。また、新大宮バイパス線沿いの笹目橋交番内にも騒音計を設置し、年間を通して測定を実施している。

### 1. 短期測定

#### （1）自動車騒音

##### ①点的評価

各測定地点における時間区分ごとの等価騒音レベルを算出し、要請限度及び環境基準と比較したものを表4-4-1に示す。また騒音測定結果を表4-4-2に示す。

各測定地点の騒音測定値の経年変化を図4-4-1、図4-4-2及び図4-4-3に示す。また測定地点を図4-4-4に示す。

表4-4-1 要請限度・環境基準の超過状況

道路種別	測定地点数	要請限度を 超えた地点数	期間区分別内訳		環境基準を 超えた地点数	期間区分別内訳	
			昼間	夜間		昼間	夜間
			6～22時	22～6時		6～22時	22～6時
国 道	4	0	0	0	3	3	3
県 道	4	0	0	0	1	0	1
市 道	4	0	0	0	4	3	4
合 計	12	0	0	0	8	6	8

##### ②面的評価

道路端における騒音レベルの測定値、道路構造、及び周辺の建物密度などから道路周辺の全体的な騒音レベルの推計を行い、評価区間の道路端から50mまでに立地する住居での騒音レベルが環境基準値を満たす住居の割合を示すものである。平成28年度は実施年度ではないため行わなかった。

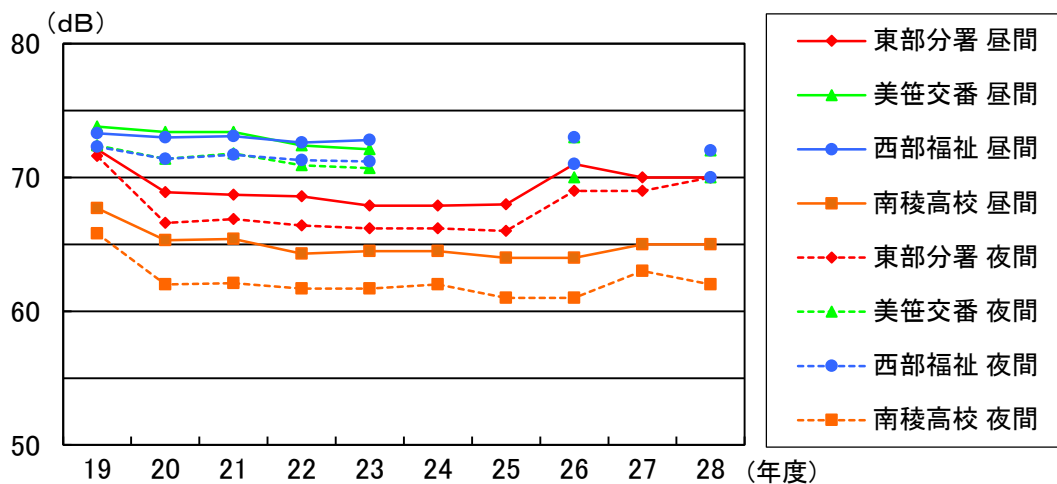


図 4-4-1 自動車騒音測定経年変化 (国道分)

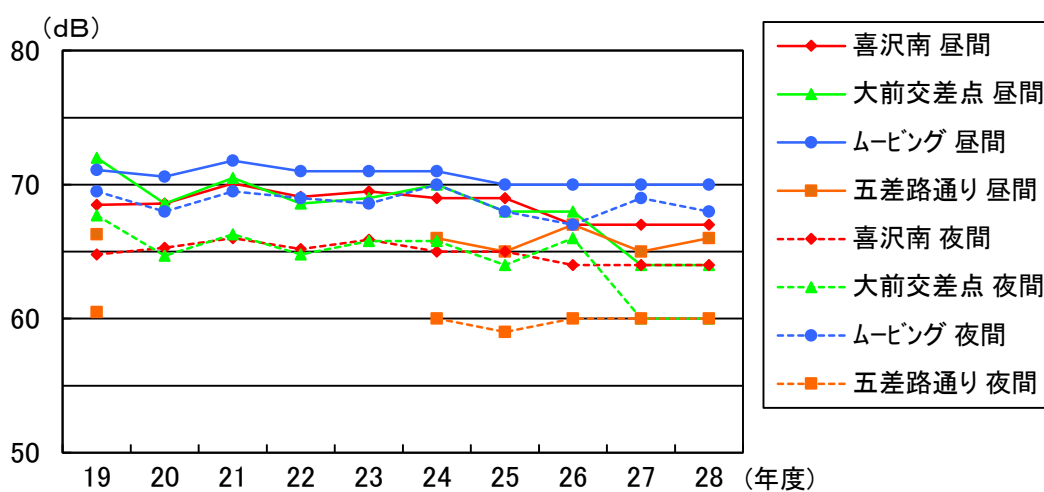


図 4-4-2 自動車騒音測定経年変化 (県道分)

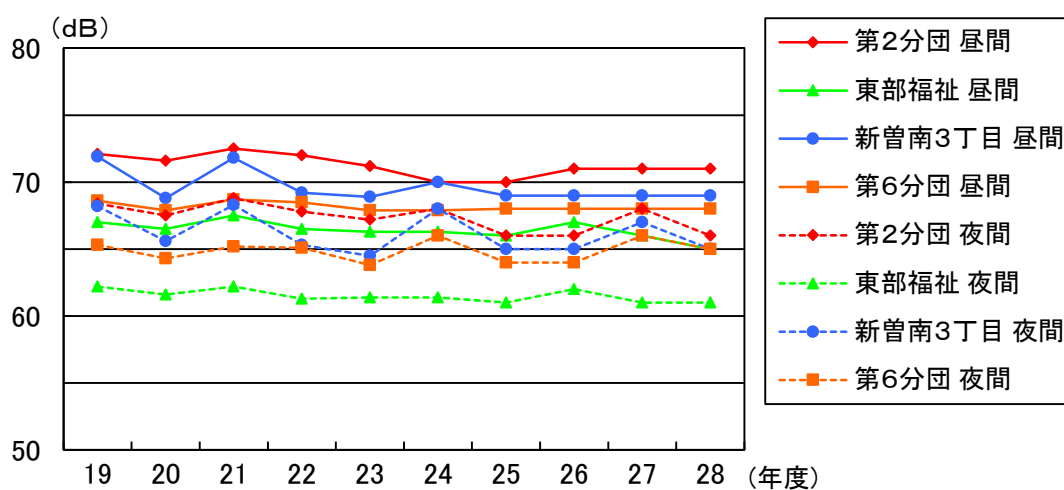


図 4-4-3 自動車騒音測定経年変化 (市道分)

(2) 道路交通振動

測定結果の平均振動レベルは、すべての測定地点で要請限度を下回っている。

表 4-4-2 平成28年度 自動車騒音、道路交通振動測定結果

No.	道路名	測定場所	用途地域	測定年月日	騒音 (dB)						振動 (dB)				交通量 (台/時)			
					測定結果 (Leq)		環境基準 (適○、否×)		測定結果 (Leq)		要請限度 (適○、否×)		測定結果 (L10)		要請限度 (適○、否×)		昼間	夜間
					昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間		
1	国道 17 号	消防署東部分署 下前 1-14-20	商業地域	12.6 ~12.9	71	70	70	65	70	70	75	70	47	44	70	65	1,068	720
2	新大宮バイパス (上り)	埼玉県美笹交番 美女木 4-22-11	準工業地域	1.17 ~1.20	73	70	70	65	70	70	75	70	50	48	70	65	1,521	699
3	新大宮バイパス (下り)	西部福祉センター 美女木 5-2-16	準工業地域	1.17 ~1.20	72	70	70	65	70	70	75	70	50	49	70	65	1,428	870
4	国道 298 号	埼玉県立南稜高校 美女木 4-23-4	準工業地域	1.17 ~1.20	65	62	70	65	65	62	75	70	41	39	70	65	2,952	1,356
5	県道練馬一川口線 (外回り)	喜沢南会館 喜沢南 1-7-6	第1種 住居地域	12.6 ~12.9	67	65	70	65	67	64	75	70	46	41	65	60	540	264
6	県道練馬一川口線 (外回り)	大前交差点付近 本町 2-16-11	第1種 住居地域	12.6 ~12.9	64	60	70	65	64	60	75	70	42	35	65	60	726	342
7	県道朝霞一蔵線	榊ムービング戸田流通センター 美女木東 2-5-1	工業地域	1.17 ~1.20	70	68	70	65	70	68	75	70	50	47	70	65	534	189
8	県道新倉一蔵線	上戸田 3 丁目交差点付近 上戸田 5-7	第1種 住居地域	12.12 ~12.16	66	60	70	65	66	60	75	70	36	29	65	60	324	162
9	市道第 3012 号線	消防団第 2 分団 新曽南 2-12-28	第1種 住居地域	12.12 ~12.16	71	66	65	60	71	66	75	70	48	40	65	60	726	369
10	市道第 3027 号線	東部福祉センター 下前 1-2-20	第1種 住居地域	1.17 ~1.20	65	61	65	60	65	61	75	70	41	34	65	60	423	153
11	市道第 3074 号線	新曽南 3-17-35 付近 新曽南 3-17-35	工業地域	12.12 ~12.16	69	65	65	60	69	65	75	70	48	42	70	65	495	174
12	市道第 4001 号線	消防団第 6 分団 笹目 3-8-6	第2種 住居地域	12.12 ~12.16	68	65	65	60	68	65	75	70	45	41	65	60	1,086	354

※騒音の時間区分・・・昼間 (6~22時)、夜間 (22~6時)、夜間の時間区分 (要請限度)・・・昼間 (8~19時)、夜間 (19~8時)  
交通量は、昼間 2 時間、夜間 2 時間分

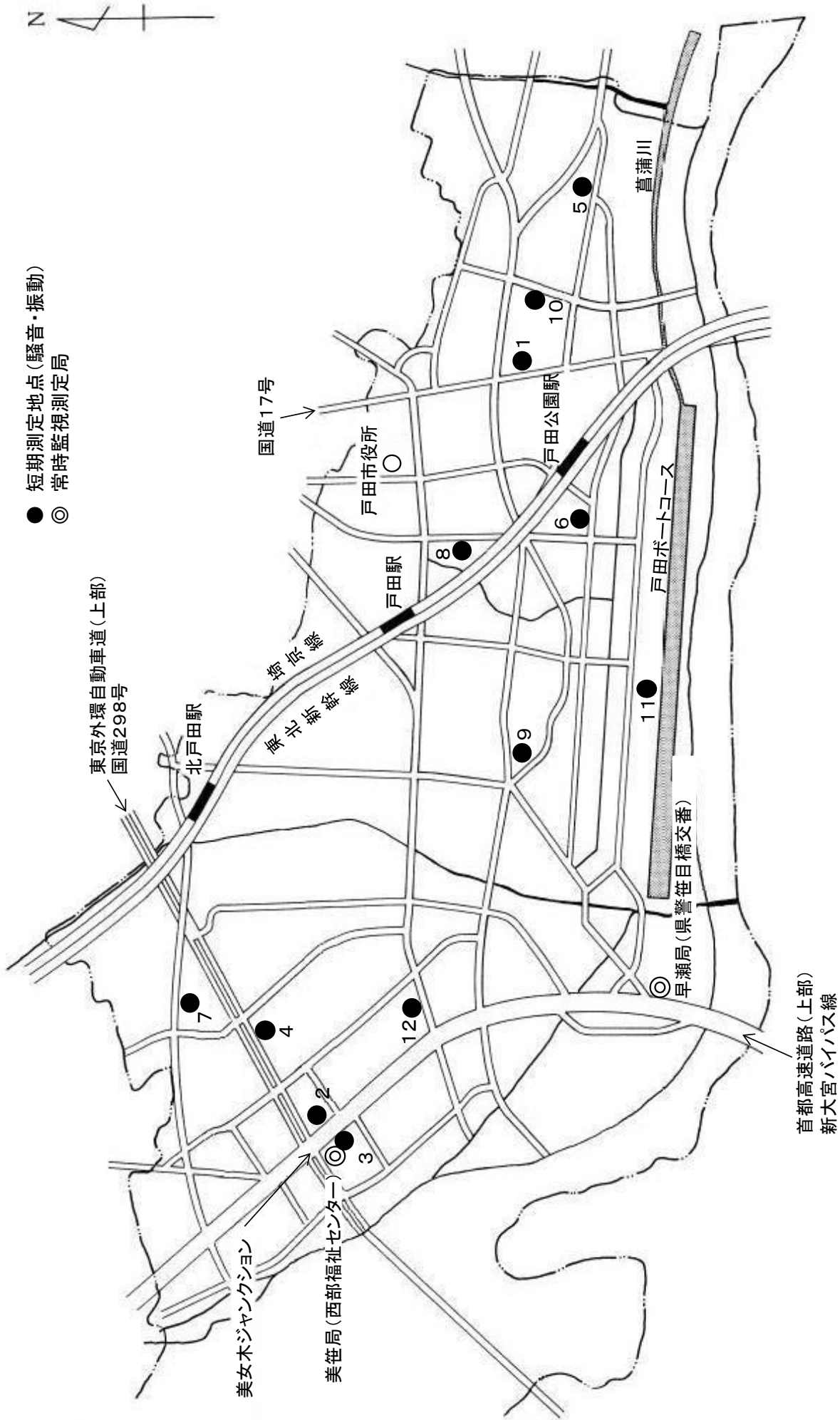


図 4-4-4 平成 28 年度 自動車騒音、道路交通振動測定地点

## 2. 常時監視測定

常時監視測定局の一覧を表 4-4-3 に示す。また各測定局における「昼間」及び「夜間」の測定騒音レベルの月平均値と、それらの要請限度、環境基準との比較を表 4-4-4 及び表 4-4-5 に示す。また参考として年平均値の経年変化を 図 4-4-5 及び 図 4-4-6 に示す。

※評価値について

等価騒音レベル (Leq) による経年変化を示す。

等価騒音レベル (Leq) の導入は環境基準が平成 11 年度、要請限度が平成 12 年度である。

表 4-4-3 常時監視測定局設置一覧

測定局名	設置場所	測定開始年月日
早瀬局	埼玉県警笹目橋交番内 (早瀬 1-9)	平成 4 年 6 月
美笹局	西部福祉センター内 (美女木 5-2-16)	平成 4 年 6 月

表 4-4-4 平成 28 年度 早瀬局騒音測定結果

月	月平均値 (デシベル)		環境基準との比較		要請限度との比較	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
	6~22 時	22~6 時	70	65	75	70
4	69	66	○	×	○	○
5	68	66	○	×	○	○
6	69	66	○	×	○	○
7	69	67	○	×	○	○
8	69	67	○	×	○	○
9	69	67	○	×	○	○
10	69	67	○	×	○	○
11	70	67	○	×	○	○
12	69	67	○	×	○	○
1	69	67	○	×	○	○
2	69	67	○	×	○	○
3	70	67	○	×	○	○

※評価 ○・・・基準内 ×・・・基準を超過している。

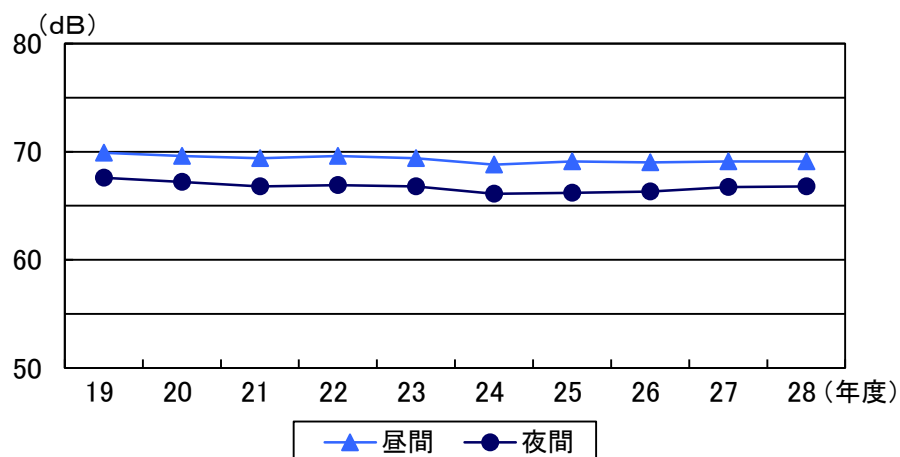


図 4-4-5 早瀬局騒音経年変化

表 4-4-5 平成 28 年度 美笹局騒音測定結果

月	月平均値 (デシベル)		環境基準との比較		要請限度との比較	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
	6~22時	22~6時	70	65	75	70
4	72	70	×	×	○	○
5	72	70	×	×	○	○
6	71	69	×	×	○	○
7	71	69	×	×	○	○
8	72	70	×	×	○	○
9	72	70	×	×	○	○
10	71	69	×	×	○	○
11	72	70	×	×	○	○
12	71	70	×	×	○	○
1	71	69	×	×	○	○
2	71	69	×	×	○	○
3	72	70	×	×	○	○

※評価 ○・・・基準内 ×・・・基準を超過している。

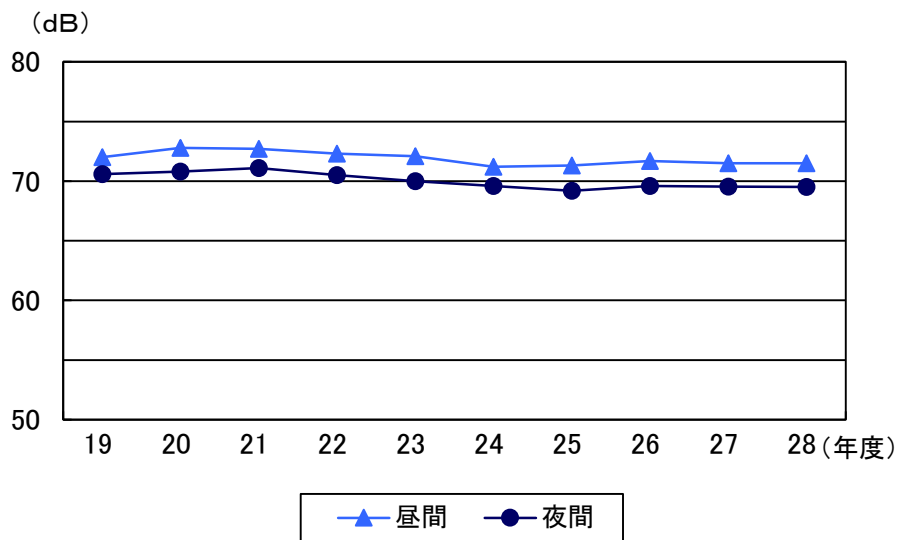


図 4-4-6 美笹局騒音経年変化

## 第2節 鉄道騒音・振動

本市においては、昭和60年11月に開通した東北・上越新幹線（上野～大宮間）等が通過している。沿線においては車両の通過に伴う騒音・振動が生じており、これらの実態を把握するために埼玉県で騒音・振動の測定を実施している。

### 1. 鉄道騒音

平成28年5月19日及び6月14日に戸田駅北部（新曽1300付近）の4地点で測定を行った。各測定地点は軌道中心線から25m、50m離れた地点（上り・下り側）とし、原則として連続して通過する上り下り計20本の列車の騒音の最大値を測定した。

新幹線の騒音に対しては、環境基準（住居系地域＝70dB、商業・工業系地域＝75dB）が定められている。

### 2. 鉄道振動

新幹線の振動に対しては、「環境保全上急務を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告 昭和51年3月12日）」によって指針値（70dB）が定められている。

表 4-4-6 東北・上越新幹線鉄道騒音・振動測定結果

測定場所	速度(km/h)	騒音(dB)			振動(dB)
	平均	25 m	50 m	100 m	25 m
上り	104	76	68	—	44
下り	105	71	68	—	48

※測定年月日…平成28年5月19日(下り) 東京起点…21.0 km cv 軌道の種類…弾直  
平成28年6月18日(上り)

測定地点…戸田市新曽1300付近 建造物の種類…PCけた 建造物の高さ…7.4 m  
用途地域…第1種住居地域 防音壁の種類…逆L 防音壁の高さ…2.54 m

注1 列車速度は、ストップウォッチによる計測である。

注2 測定結果欄の距離は、測定地点側の新幹線の軌道中心線からの距離である。

注3 2つ以上の列車の重なりによる複合騒音、振動は除く。

注4 測定結果欄のアンダーラインは、測定地点がほぼ鉄道のガード下、環境空間内のものである。

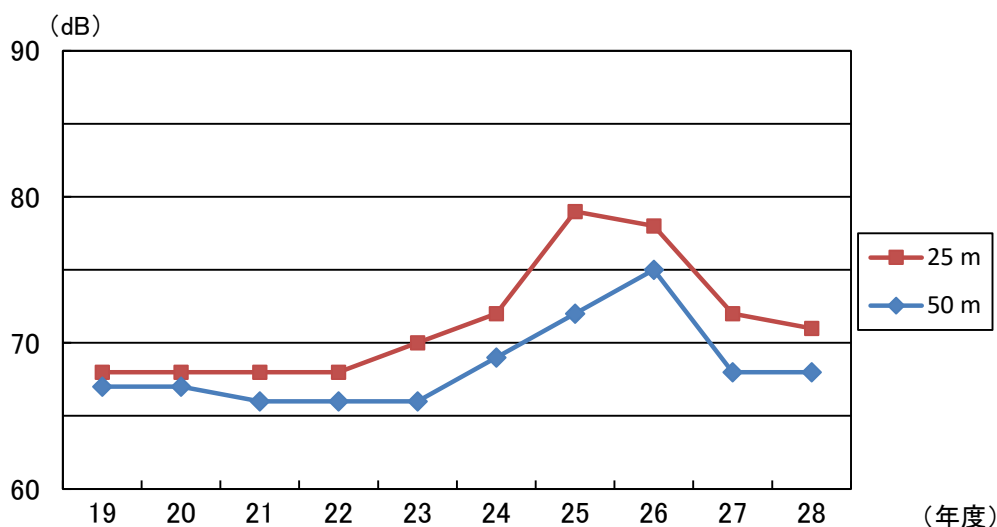


図 4-4-7 新幹線鉄道騒音経年変化（下り側地点）

### 第3節 深夜営業騒音

深夜営業騒音とは、県で指定する飲食店等の業種及び音声機器の使用に伴って発生する騒音のことである。

埼玉県では、夜間の静穏を保持し生活環境を保全するために、「埼玉県生活環境保全条例」で午後10時からの音量規制に加え、商業地域、工業地域及び工業専用地域を除く指定地域での午後11時以降の音響機器の使用制限を行っている。

さらに本市では、公害の未然防止の観点から川口保健所と協議し、音響機器を使用して飲食店営業を営む者が、保健所に営業許可申請を行う際に現地調査を行い、事前指導を実施している。

平成28年度の事前指導件数は、1件であった。

### 第4節 特定建設作業

建築物の建設、解体や道路・下水道築造などの工事現場から発生する騒音・振動は、使用する機械と作業の性質上、周辺環境に及ぼす影響が大きく、周辺住民から「話ができない」、「眠れない」、「建物の壁にヒビが入った」など、感覚的、物理的被害の苦情が発生することがある。

このため建設作業のうち8作業を騒音規制法で、4作業を振動規制法で「特定建設作業」と定め、届出及び規制基準等を規定している。

かつては、大型の建物建設時に行われる打撃型くい打ち作業による苦情が多く見受けられたが、現在は圧入式くい打ち機の発展によりほぼ見られなくなった。しかし、主に解体時に用いられるさく岩機・ブレーカーによる騒音、振動苦情はあまり変化がない。また、特定建設作業には該当しない（1日だけの作業を含む。）建設・解体時の騒音苦情も多く寄せられている。

なお、平成28年度の届出件数については、25件であった。



騒音に関する規制基準

特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域の区分		時間の区分		
		昼 8～19時	朝・夕 6～8時 19～22時	夜 22～6時
第1種区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第2種区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域	工業地域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

※1 第2種区域、第3種区域及び第4種区域のうち、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、それぞれの区域について定める当該値から5デシベル減じた値とする。

※2 特定工場等とは、下表に示す施設を保有又は作業を行う工場等をいう。

特定施設（騒音規制法）及び指定騒音施設・指定騒音作業（埼玉県生活環境保全条例）

騒音規制法		埼玉県生活環境保全条例		
特定施設		指定騒音施設		指定騒音作業
1	金属加工機械	1	木材加工機械	1 業として金属板のつち打加工を行う作業
2	空気圧縮機及び送風機	2	合成樹脂用粉碎機	
3	土石用又は鉱物用の破碎機 摩砕機 ふるい及び分級機	3	ペレタイザー	2 業としてハンドグラインダーを使用する作業
		4	コルゲートマシン	
4	織機	5	シェイクアウトマシン	3 業として電気のこぎり又は電気かんなを使用する作業
5	建設用資材製造機械	6	ダイカスト機	
		7	冷却塔	
6	穀物用製粉機	※各機械の種類、出力によって一部除外あり。		
7	木材加工機械			
8	抄紙機			
9	印刷機械			
10	合成樹脂用射出成形機			
11	鋳造型機			

特定建設作業において発生する騒音の規制基準

建設作業の種類	1	くい打機 くい抜機 くい打くい抜機	
	2	びょう打機	
	3	さく岩機	
	4	空気圧縮機	
	5	コンクリートプラント アスファルトプラント	
	6	バックホウ	
	7	トラクターショベル	
	8	ブルドーザー	
区域区分	1号	2号	
規制基準	85 デシベル		
作業禁止時間	19～7時	22～6時	
最大作業時間	10時間/日	14時間/日	
最大作業日数	連続6日		
作業禁止日	日曜・休日		

1号区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 上記区域以外の区域で、学校、 保育所、病院、患者の収容施設を 有する診療所、図書館、特別養 護老人ホーム及び幼保連携型認定 こども園の施設の敷地の周囲おお むね80m以内の区域
2号区域	工業地域

※工法、各機械の種類、出力によって一部除外あり。

自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼	夜
	6～22時	22～6時
a 区域及びb 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
幹線交通を担う道路に近接する空間	75 デシベル	70 デシベル

※1 区域の区分

区域の区分	該当地域
a 区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
b 区域	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない区域
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

※2 車線とは、1縦列の自動車（二輪のものを除く）が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

※3 幹線交通を担う道路とは、高速自動車道、一般国道、県道及び4車線以上の市町村道をいう。

※4 近接する空間とは、道路端からの距離が2車線以下では15m、3車線以上では20mの区間をいう。

屋外作業場において発生する騒音の規制基準

区域の区分		時間の区分		
		昼	朝・夕	夜
		8～19時	6～8時 19～22時	22～6時
第1種区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第2種区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域	工業地域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

※1 第2種区域、第3種区域及び第4種区域のうち、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、それぞれの区域について定める当該値から5デシベル減じた値とする。

※2 屋外作業場とは、次の3つのことをいう。

- ① 廃棄物、原材料、土石及び鉱物を保管するために屋外に設けられた場所で、面積が150 m<sup>2</sup>以上であるもの
- ② 自動車駐車場（20台以上駐車できるもの）
- ③ トラックターミナル

深夜営業において発生する騒音の規制基準

1. 音量の制限（午後10時～午前6時）

区域	規制基準	対象営業
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域	45 デシベル	1 飲食店営業 2 喫茶店営業 3 ボーリング場営業 4 バッティングセンター営業 5 ゴルフ練習場営業 6 小売店営業（店舗面積が500 m <sup>2</sup> 以上） 7 公衆浴場営業（保養を目的とするもの）
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	50 デシベル	

2. 音響機器の使用禁止（午後 11 時～午前 6 時）

区域	対象営業	対象機器
第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 近隣商業地域 準工業地域	1 飲食店営業	1 カラオケ装置 2 ステレオセットその他の音響機器 3 拡声装置 4 録音・再生装置 5 有線ラジオ放送装置（受信装置に限る） 6 楽器
	2 喫茶店営業	
	3 ボーリング場営業	
	4 バッティングセンター営業	
	5 ゴルフ練習場営業	
	6 小売店営業（店舗面積が 500 m <sup>2</sup> 以上）	
	7 公衆浴場営業（保養を目的とするもの）	

※音響機器から発生する音が営業を行う場所の外部に漏れない場合を除く。

拡声器使用において発生する騒音の規制基準

1. 店頭、街頭等に固定して拡声機を使用する場合

区域の区分		規制基準	使用条件等
第 1 種区域	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	60 デシベル	1 使用は午前 10～午後 6 時に限る 2 1 回の使用時間は 20 分以内、次回の使用までに 10 分以上の間隔をおくこと 3 屋外の地上 1.5m の位置における音量
第 2 種区域	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域	65 デシベル	
第 3 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	75 デシベル	
第 4 種区域	工業地域	80 デシベル	

2. 移動しながら拡声機を使用する場合

区域の区分		規制基準	使用条件等
第 1 種区域	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	70 デシベル	1 使用は午前 10～午後 6 時に限る 2 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム又は幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 100m の区域内においては、拡声器を使用しないこと 3 停止している間に拡声器を使用する場合においては、音源から 10m 以上離れた地上 1.5m の位置における音量
第 2 種区域	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域	75 デシベル	
第 3 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	85 デシベル	
第 4 種区域	工業地域	85 デシベル	

騒音に関する環境基準

一般地域

区域の区分		時間の区分	昼	夜
			6～22時	22～6時
A 地域	第1種中高層住居専用地域		55 デシベル	45 デシベル
	第2種中高層住居専用地域			
B 地域	第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域、用途地域の指定のない区域			
C 地域	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域		60 デシベル	50 デシベル

道路に面する地域

地域の区分		時間の区分	昼	夜
			6～22時	22～6時
A 地域のうち2車線以上の車線を有する地域			65 デシベル	55 デシベル
B 地域のうち2車線以上の車線を有する地域及び C 地域のうち車線を有する地域			70 デシベル	65 デシベル
幹線交通を担う道路に近接する空間	屋外		75 デシベル	70 デシベル
	窓を閉めた屋内		75 デシベル	70 デシベル

振動に関する規制基準

特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分		時間の区分	
		昼 8～19時	夜 19～8時
第1種区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65 デシベル	60 デシベル

※1 学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50m の区域内における規制基準は、それぞれの区域について定める当該値から 5 デシベル減じた値とする。

※2 特定工場等とは、下表に示す施設を保有又は作業を行う工場等をいう。

特定施設（振動規制法）及び指定振動施設（埼玉県生活環境保全条例）

振動規制法				埼玉県生活環境保全条例	
特定施設				指定振動施設	
1	金属加工機械	6	木材加工機械	1	シェイクアウトマシン
2	圧縮機	7	印刷機械	2	オシレイティング コンベア
3	土石用又は鉱物用の破碎機 摩砕機 ふるい及び分級機	8	ゴム練用又は合成樹脂用のロール機		
		9	合成樹脂用射出成形機		
4	織機	10	鋳型造型機		
5	コンクリートブロックマシン	※各機械の種類、出力によって一部除外あり。			

特定建設作業において発生する振動の規制基準

建設作業の種類	1	くい打機 くい抜機 くい打くい抜機	
	2	鋼球	
	3	舗装版破砕機	
	4	ブレーカー	
区域区分	1号	2号	
規制基準	75 デシベル		
作業禁止時間	19～7時	22～6時	
最大作業時間	10時間/日	14時間/日	
最大作業日数	連続6日		
作業禁止日	日曜・休日		

※工法、各機械の種類、出力によって一部除外あり。

1号区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 上記区域以外の区域で、学校、 保育所、病院、患者の収容施設を 有する診療所、図書館、特別養 護老人ホーム及び幼保連携型認定 こども園の施設の敷地の周囲 おおむね80m以内の区域
	2号区域

道路交通振動の限度

区域の区分		時間の区分	
		昼 8～19時	夜 19～8時
第1種区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域	65 デシベル	60 デシベル
	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70 デシベル	65 デシベル

屋外作業場において発生する振動の規制基準

区域の区分		時間の区分	
		昼 8～19時	夜 19～8時
第1種区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65 デシベル	60 デシベル

※1 学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼  
保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50m の区域内における規制基準は、それぞれの区  
域について定める当該値から 5 デシベル減じた値とする。

※2 屋外作業場とは、次の3つのことをいう。

- ① 廃棄物、原材料、土石及び鉱物を保管するために屋外に設けられた場所で、面積が 150 m<sup>2</sup>  
以上であるもの
- ② 自動車駐車場（20 台以上駐車できるもの）
- ③ トラクターミナル



## 用語の解説（騒音・振動編）

### 〔騒音用語〕

- 自動車騒音**：自動車の走行に伴い発生する騒音で、主な発生源はエンジン音、排気音及びタイヤと路面の摩擦音である。特に大型トラック、バス等が問題となっている。
- 点的評価**：道路に面する地域で測定された自動車騒音レベルについて、環境基準の達成状況の評価するものである。
- 面的評価**：道路端における騒音レベルの測定値、道路構造、及び周辺の建物密度などから道路周辺の全体的な騒音レベルの推計を行い、実際に道路付近（道路端から50mまで）に立地する住居での騒音レベルが、環境基準を満たす住居の割合を把握するものである。
- 騒音計**：日本工業規格（JIS）により人間の聴感補正回路を内蔵し耳に聞こえる音の大きさを表示する機械。単位はデシベル。
- 等価騒音レベル**：騒音レベルのエネルギー平均値で、対象となる騒音と等しいエネルギーを持つ定常音のレベルである。
- 要請限度**：自動車による騒音及び振動がこの値を超え、かつ周辺の生活環境が著しく損なわれる場合、公安委員会と道路管理者へ要請できる基準。
- 環境基準**：人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準で、騒音についても定められている。
- 規制基準**：工場騒音、特定建設作業及び深夜営業騒音等について定められ、この基準を超えている場合は行政処分等がある。
- 指定地域**：騒音規制を受ける地域で、戸田市内全域が該当する。

### 〔振動用語〕

- 道路交通振動**：車両重量、交通量、走行速度及び路面状態により発生量の差がある。特に、路面状態の良否により5～10デシベルの差がある。
- 規制基準**：騒音の場合と同様で、工場振動及び特定建設作業等について定められている。